

## 北魏の御史

川本, 芳昭  
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24515>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 5, pp.58-76, 1977-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 北魏の御史史

川本芳昭

## 目次

### 序

- 一 天興四年の御史台改革
- 二 高祖の官制改革より前の監察官
- 三 高祖の官制改革より前の御史
- 四 高祖の官制改革と御史台
- 五 太和十七年の改革以後の御史

### 結び

### 序

本論は、北魏時代における御史台の再度に亘る改革を検討することにより、この時代の御史の実態を明らかにしようとするものである。なお、合わせて、異民族国家たる北魏王朝の支配構造はどのようになっていたのかといったことについても若干の考察を試みる。

### 一、天興四年の御史台改革

魏書<sup>卷一</sup>官氏志、天興四年（西紀四〇一）九月の条に、

罷外蘭台。御史総属内省。

とある注①（以下特に断らない限り出典はすべて魏書である）。蘭台とは一般的には禁中にある書籍を蔵める場所をいう。しかしこの語は屢々御史台の異称として用いられる。それだけにこの官氏志にみえる外蘭台の蘭台も、同じ史料中に御史という語がみえることと合わせ考えた際、御史台を指している可能性が強い。ところで南齊書<sup>卷五</sup>魏虜伝には、拓跋燕の頃の北魏の政治を伝えて、

蘭台置中丞御史、知城内事。

とある。南齊は北魏の「敵国」であるけれども、南齊書魏虜伝の北魏に関する記載は大体において正確であるといえる注②。故にこの史料は一応信頼することができる。以上のことから北魏の天興四年、蘭台＝御史台が存在していたとして大過あるまい。

さて次に、右の外蘭台という語についてであるが、この外蘭台の「外」が同じ史料にみえる内省という語の「内」と対応するものであることは間違いない。いまこの「内」、「外」の意味を説明する。北魏にはかつて漢においてそうであったように内朝、外朝の別が存在した。崔浩伝（卷三）に、

泰常元年（四一六）、司馬德宗將劉裕伐姚泓。自淮泗入清。欲沂河西上、仮道於國。詔群臣議之。外朝公卿咸曰、（中略）。又議之内朝、咸同外計。太宗將從之。

とあるものは、北魏二代皇帝太宗のときに内朝、外朝が存在したが、その両者が国の重要な政策を審議したことを伝えている。また高宗紀（卷五）和平四年（四六三）三月の条に、

乙己、詔曰、（中略）今内外諸司、州鎮守宰、侵使兵民、勞役非一。自今擅有召役、逼雇不程、皆論同枉法。

とある。ここにみえる内外諸司とは地方官に対する京官の意味であるが、その京官が内外に別けられているということは四代皇帝高宗のときにも内朝、外朝が存在していたことを物語っていると考えよう。このような内朝、外朝の別は高祖孝文帝より後の世宗、肅宗の時代にあっても存在しており、ほぼ北魏一代を通じて内朝、外朝の別があったといえる。しかし、ほぼ一代を通じて内朝、外朝の別があったといっても、北魏当初から北魏末までの内朝、外朝の実質が最後まで不変であったというわけではない。いまその点についてみてみよう。

## 北魏の御史

さて、高祖は称政の形で国政を握っていた文明太后馮氏が太和十四年に崩じてのち約十年間、立て続けに数多くの官制改革を行っている（以下、一括して高祖による官制改革と呼ぶ）。この改革で、それより前の北魏の内朝にどのような改革が加えられたかをみると注目すべきことが分かる。それは高祖による官制改革より前では内朝を構成する諸官に非中国的な官職名のものが数多く存在し、かつ内朝官（以下、内官と呼ぶ。）に就官したものの大半が北族系の人物（主に鮮卑、匈奴等。但し、北魏建國につくした胡化の著しい漢人とその子孫をも含む。）によって占められていたのに対し、改革より後では内朝からそのような北族の色彩が払拭されてしまっていることである注③。このようにみると官氏志にみえる外蘭台が外朝の御史台であり、内省が北族の色彩の強かった当時の内朝を指すことは間違いないであろう。つまり天興四年九月の時点で御史台に大幅な改革が加えられ、外蘭台即ち外朝の御史台が廃止され、そこにいた御史はすべて内朝に属させられたのである。それならばこの改革の意図する所は一体どこにあったのであろうか。筆者はこれは初代太祖のときに北魏が直面した漢地経営という新課題に対処するという目的をもった改革であろうと考える。以下このことについてみてみよう。

北魏の御史台長官は魏晉時代のそれが御史中丞と呼ばれて

北魏の御史

いたのと異なり、御史中尉と呼ばれていた。このことは魏書、北史、北齊書等を読めば容易に知れる所である。通典<sup>卷二</sup>、職官六、中丞の条には、そのことを簡潔に記して、

後魏為御史中尉。督司百僚。

とある。しかし北魏初めには御史台の長官を御史中丞といっていた時期があると考えられる。皇始元年（三九六）八月、太祖は四十余万の騎馬軍団を率いて山東に覇を唱えていた後燕を討つべく軍事行動を開始し、翌九月には早くも并州を平げている。このときのこととして太祖紀<sup>（二）卷</sup> 皇始元年九月の条に、

并州平。初建台省、置百官。

とある。并州を平げた太祖はついで後燕の根拠地である中山攻略へと向い、翌年十月、これを攻め落している。ところで崔暹伝<sup>（二）卷三</sup>に、

及慕容麟立、暹携妻子亡歸太祖。<sup>（中略）</sup>尋除御史中丞。太祖攻中山、未克。

とあって、崔暹が太祖の中山攻略の直前、御史中丞に就官したことを記している。このときまで御史の存在を示す史料は見当たらないのであり、そのことから太祖紀の「初建台省、置百官」の台省には御史台が含まれ、かつその長官が御史中丞と呼ばれていたことが想定される。なお、崔暹の玄孫、崔休の伝<sup>（九）卷六</sup>にも、

崔休、字惠盛。清河人。御史中丞暹之玄孫也。

とあって、崔暹が御史中丞に就官したことを伝えている注④。また、筆者の管見の及ぶ限り魏書の記載において御史中尉に就官したとあるべきものを御史中丞に就官したと誤記している史料はない。こうした点は崔暹が御史中丞に就官したとする理解を支えることになろう。つまり皇始元年九月の台省設立、百官備置に伴って設置されたと考えられる御史台の長官の名称は魏晉時代と同じく御史中丞であったと考えられるのである。

さて、晋書<sup>卷一〇</sup>、載記<sup>第一</sup>、慕容儁伝に、

儁夜夢石季龍齧其臂。寤而惡之。命發其墓、剖棺出尸。

躡而罵之曰、死胡安敢夢生天子。遣其御史中尉陽約、數

其残酷之罪、鞭之、棄于漳水。

とある。これは拓跋魏とは同族の鮮卑慕容部が建てた前燕に御史中尉という官が存在していたのを示している。ところで北魏と後燕との戦いは、天興元年（三九八）正月の鄴の陥落をもって完全に北魏方の勝利に帰し、これ以後北魏は本格的な漢地経営に乗出してゆく。このような皇始と天興年間の政治的状況の推移の中に右に記した晋書の史料を絡ませて考察すると、そこに一つの仮説が成立する。北魏は後燕討伐後、同じ鮮卑族が建てた国家である前燕王朝に存在した御史中尉という官名を、皇始元年の百官備置に伴って置かれたと考え

られる御史中丞という官名に代えた、それは北魏が御史台改革を行った天興四年九月である、ということである。なお、天興四年の御史の内朝への転属という改革は、当然御史のもつ監察権等の権限が内朝に帰属したことを意味するであろう。その際、その狙いが北魏による漢地支配をより効果的にすることにあり、かつその手本が前燕にあったであろうということが考えられるのである。

## 二、高祖の官制改革より前の監察官

さて、高祖による官制改革より前の時期にあっては、御史以外にも監察及びそれに伴う弾劾を任とする諸官が存在した。本節ではそれらの諸官をとりあげる。

### (1) 候官

まず候官についてであるが、刑罰志（卷一）に高宗の時のことを伝えて、

増置内外候官、伺察諸曹外部州鎮。至有微服雜亂於府寺間、以求百官疵失。

とある（この史料にみえる「内外候官」という語句中の「内」「外」とは、それに続けて「伺察諸曹外部州鎮」とあることから各々京師、地方州鎮を指すのであろう）。庾業延伝（卷八）に、

代人也。後賜名岳。其父及兄和辰、世典畜牧。（中略）

後遷司空。岳兄子路有罪、諸父兄弟悉誅、特赦岳父子。天賜四年（四〇七）詔賜岳舍地於南宮。岳將家僮治之。候官告岳衣服鮮麗、行止風采、擬儀人君。太祖時既不豫、多所猜惡。遂誅之。時人咸冤惜。

とある。以上の二史料から候官が京師の諸曹や州鎮の監察及びそれに伴う弾劾を任としていたこと、それが司空庾岳を監察弾劾している例から知れるように高官に及んだこと、が分かる。なお、官氏志（卷一）に、

初帝（二太祖）欲法古純質、每於制定官号、多不依周漢旧名。或取諸身、或取諸物、或以民事、皆擬遠古雲鳥之義。諸曹走使、謂之鳧鴨、取飛之迅疾。以伺察者為候官、謂之白鷺、取其延頸遠望。自余之官、義皆類此、咸有比況。

とあり、同卷太和二年（四七八）の条に、

減置候職四百人、司察非違。

とあって、候官を白鷺とか候職といったことが考えられる。ところで右の官氏志太和二年の史料から候官が、かなりの数にのぼったことが窺われる。また刑罰志（卷一）太和三年（四七九）の条に、

下詔曰、治因政寬、弊由網密。今候職千數、姦巧弄威、重罪受疎不列、細過吹毛而舉。其一切罷之。於是更置謹直者數百人、以防諂闕於術術。吏民安業。

とある。この史料は候官の構成員数が多いことを示すだけではなく、太祖のときから高祖の前期末で一貫して存在し、大きな力をもっていた候官が太和三年に廃止されたことをも伝えている。これと同じことが高祖紀（卷七）上、太和三年正月の条には、より簡潔に、

庚申、詔、罷行察官。

とみえる。

(四) 内侍長

次に内侍長についてであるが、安同伝附頡伝（卷三）に、

太宗初、為内侍長、令察举百僚。糾刺姦惡、無所回避。

嘗告其父陰事。太宗以為忠、特親寵之。

とある。ここにみえる「察举」は選挙制度上は特定の意味をもっているが、ここでは本文全体の内容から推して「監察挙劾」の意に用いられているとすべきである。では、内侍長とは一体どのような官なのであろうか。結論論的というと内侍長とは、北魏の前身である代国の時代に設置され、高祖による官制改革によって廃止されたと考えられる北族系の天子近侍の官である。官氏志（卷一）三、昭成帝の建国二年の条に、

初置左右近侍之職。無常員、或至百数。侍直禁中、伝宣

詔命。皆取諸部大人及豪族良家子弟、儀貌端嚴、機弁才

幹者、応選。又置内侍長四人、主顧問、拾遺應對。若今

之侍中散騎常侍也。

とあり、この官が北族系の天子近侍の官として、昭成帝の時代に設置されたことを伝えている注⑤。筆者が検索し得た内侍長就官者は八名（庚和辰卷二、安誦卷三、韓茂卷五、王樹卷三、徐審卷九、高膺兒卷二、韓秀卷四、董醜奴卷九）であるが、そのいずれもが高祖以前に就官していて世宗以後には就官者をみない。おそらくこの官は高祖による官制改革によって廃止されたのであろう。ともかくも、このような性格をもつ内侍長が百官の監察及びそれに伴う弾劾を任としているのである。

(五) 中 散

次に中散についてであるが、慕容白曜伝附裂伝（卷五）に、

白曜弟子契、輕薄無檢。太和初以名家子擢為中散。遷宰

官。南安王楨有貪暴之響。遣中散閻文祖詣長安察之。文

祖受楨金宝之賂、為楨隱而不言。事発坐之。

とある。これによると中散も候官等と同じく監察及びそれに伴う弾劾を任としていることが分かる。この官についてはすでに鄭欽仁氏の精緻な専論が発表されている注⑥なので、その具体的な考察は同氏の論文に譲り、いま本論に必要と思われる範囲内で中散とはどのような官であるかを述べておく。中散は太祖の時代に設置されたと考えられる天子近侍の官で、北魏より前の王朝国家には例を見ない北魏独特のものである。この官は恐らく高祖による官制改革において廃止されたと考

えられ、高祖の次の世宗の即位時には全く姿を消している。その構成員は就官者が多数であることから推してかなりの数にのぼったと考えられる。その職務内容は非常に広範で従軍、百官の監察等、様々なことを行なっている。しかし、秘書中散、奏事中散等、後代になればなるほど名称が多様化したことから窺えるようにその職務は分化し固定化していったと考えられる注⑩。

以上みてきたように候官は一般官僚機構の枠外にあって天子に直結する糾察官であり、内侍長や中散は、天子に近侍する官である。それだけにこれらは当時の内朝を構成する諸官、即ち諸内官の一部であると断定して大過はないと思われる。かくて高祖による官制改革より前の時期において、内朝のなかに、監察及びそれに伴う弾劾を任とする諸官があったことが推断されるのである注⑪。ところで漢代以来、御史にはその職分として百官の監察と非違弾劾とがあった。もしこの時期においてもそうしたことがあるとすれば、内朝に監察、弾劾の権をもつ御史以外の官が同時に存在することになる。次節はこの時期に御史が果して監察、弾劾の権をもっていたのかどうかという点をとりあげる。

### 三、高祖の官制改革より前の御史

北魏の御史

高祖は太和十七年（四九三）六月に詔を下して職員令を公布施行し、また、その年の九月に南伐と称し群臣の反対を押し切る形で洛陽に遷都している。天興四年からこの遷洛時までの約九十年間、御史台に対して何らかの改革が加えられた形跡は見受けられない。即ち、この間御史は引続き内朝に属していたものと考えられる。当時の内朝を構成する諸官の一部が、監察、弾劾を行っていたことについては前節において述べておいた。本節ではこの時期における御史の実態を主にその職分面から考察することとする注⑫。

いま天興四年九月から太和十七年六月までのことを記した史料の中から「御史」という語句のみえる史料を年代順にあげてみよう。但し、官氏志の前引の天興四年九月の条の史料は省く。（一）周幾伝（卷三）に、

太宗即位、為殿中侍御史。掌宿衛禁兵。断決称職。遷左民尚書。

とある注⑬。これは太宗のときのものである。また、（二）奚斤伝附烏侯伝（卷二）に、

世祖時、拜治書御史、建義將軍。

とあり、（三）安同伝附頡伝（卷三）に、

宣城王奚斤、自長安追擊赫連昌、至于安定。頡為監軍侍御史。

とあり注⑭、（四）于簡伝（卷八）に、

北魏の御史

拜治書侍御史。

とあり、(五)南齊書卷五 魏虜伝に、

蘭台置中丞御史、知城内事。

とある注②。(一)、(三)、(四)、(五)は世祖のときのものである。ま

た、(六)宿石伝(卷三)に、

興光中、遷侍御史。

とある。これは高宗のときのものである。また、(七)尉古真伝

附力斤伝(卷二)に、

歷位御史中尉、并州刺史。

とあるが、これも高宗のときのもと考えられる。また、(八)

高湖伝附謚伝(卷三)に、

顯祖之御寧光宮也、謚恒侍講讀。拜蘭台御史、尋轉治書

掌撰内外、彈糾非法。当官而行、無所畏避。甚見称賞。

延興二年(四七二)卒。

とあり、(九)高祖紀(卷七)、太和五年(四八一)三月の条に、

己巳、車駕還宮。詔曰、法秀妖詐乱常、妄說符瑞。蘭台

御史張求等一百余人、招結奴隸。謀為大逆。(後略)

とあり、(十)張袞伝附白沢伝(卷二)に、

太和五年卒。(中略)遣侍御史、營護喪事。

とあり、(十一)鄧淵伝附羨伝(卷二)に、

歷中書學生、侍御史。

とあり、(十二)趙郡王幹伝(卷二)に、

所生母薨。(中略)遣侍御史仮節監護喪事。

とあり、(十三)崔弁伝附景儁伝(卷五)に、

歷侍御史、主文中散。

とある。(四)、(九)、(十)、(十一)、(十二)はいずれも高祖のときのも

のである。以上、(一)～(十一)の史料をみて気付くことが三点ある。

その一は御史による非違彈劾を示す事例が一例しか見出せない

こと、(八)高謚伝)であり、その二は御史による監察を示す

事例もまた一例しか見出せないこと、(二)安頡伝。なお、高謚

伝も含めれば二例。)であり、その三は御史就官者の例が極

めて少ないことである、(一)周幾、(二)奚烏侯、(三)安頡、(四)于簡

(六)宿石、(七)尉力斤、(八)高謚、(九)張求、(十)鄧羨、(十一)崔景儁の十

名注③)。

ところで、職員令が施行された太和十七年六月以後のこと

を記した史料には、御史による百官の監察、その非違彈劾の

事例が頻見し、御史就官者もまた多出する。いま職員令施行

以後の御史による彈劾事件が記されている史料の所在をあげ

てみよう。但し、敬宗の時代を最後にして北魏王朝の実権は

爾朱氏一族や高歡等の権臣に全く奪われてしまったため、一応

その時期を、高祖、世宗、肅宗、敬宗の時代、約三十年間に

しぼり、敬宗より後のものはとらないこととする。

①世宗紀(八)延昌元年十二月己巳の条、②肅宗紀(九)

正光三年十二月丁亥の条、③高涼王孤伝附子思伝(卷二)



- ④常山王遵伝附寿興伝(卷一、五)、⑤常山王遵伝附暉伝(卷一、五)
- ⑥京兆王黎伝附継伝(卷一、六)、⑦陽平王新成伝附欽伝(卷一、九)
- ⑧濟陰王小新成伝附誕伝(卷一、九上)、⑨広平王洛侯伝附匡伝(卷一、九上)、⑩章武王太洛伝附融伝(卷一、九下)、⑪安定王休伝附願平伝(卷一、九下)、⑫河間王若伝附琛伝(卷一、〇)
- ⑬趙郡王幹伝(卷一、上)、⑭趙郡王幹伝附諡伝(卷一、上)、⑮北海王詳伝(卷一、上)、⑯北海王詳伝附諡伝(卷一、上)、⑰廢太子恂伝(卷一、上)、⑱尉古真伝附聿伝(卷一、上)、⑲于栗磾伝附景伝(卷一、上)、⑳封懿伝附回伝(卷一、上)、㉑王惠伝附雲伝(卷一、上)、㉒陳建伝附念伝(卷一、上)、㉓李順伝附憲伝(卷一、上)、㉔司馬叔璠伝附仲明伝(卷一、上)、㉕王慧龍伝附瓊伝(卷一、上)、㉖寇讚伝附臻伝(卷一、上)、㉗韓秀伝附務伝(卷一、上)、㉘盧玄伝附昶伝(卷一、上)、㉙高允伝附綽伝(卷一、上)
- ㉚李靈伝附宣茂伝(卷一、上)、㉛趙逸伝附令勝伝(卷一、上)、㉜鄭羲伝附雲伝(卷一、上)、㉝崔弁伝附楷伝(卷一、上)
- ㉞楊播伝附勉伝(卷一、上)、㉟楊播伝(卷一、上)、㊱楊播伝附昱伝(卷一、上)、㊲李彪伝(卷一、上)
- ㊳邢巒伝(卷一、上)、㊴李平伝(卷一、上)、㊵李崇伝附世哲伝(卷一、上)
- ㊶崔光伝附敬友伝(卷一、上)、㊷甄琛伝(卷一、上)
- ㊸甄琛伝附張纂伝(卷一、上)、㊹高聰伝(卷一、上)、㊺王世弼伝(卷一、上)、㊻陽尼伝附固伝(卷一、上)、㊼奚康生伝(卷一、上)

- ㊽高崇伝附道穆伝(卷一、七)、㊾山偉伝(卷一、八)、㊿孫惠蔚伝(卷一、八)、①裴佗伝(卷一、八)、②羊祉伝(卷一、九)、③崔暉伝(卷一、九)、④酈道元伝(卷一、九)、⑤王頭伝(卷一、九)
  - ⑥王叡伝附襲伝(卷一、九)、⑦茹皓伝(卷一、九)、⑧抱疑伝附老寿伝(卷一、九)、⑨劉思逸伝附毛暢伝(卷一、九)、⑩楊範伝(卷一、九)
  - ⑪北史卷三羊祉伝附靈引伝、⑫北史卷五魏叔伝
- 以上とりあげた諸伝中には御史による弾劾事例を二件以上記しているものもあるので、史料にあらわれた太和十七年以後の弾劾事例は右にあげられた六十六という数を若干上回る。さて先に述べておいたように現在検索し得る太和十七年より前の約九十年間における御史弾劾事例は高謐伝(卷一、二)にみえる一例のみである。このことを太和十七年以後の約三十年間の現象と比較するとき、そこに顕著な相違が存在するといえよう。このような数的相違は、ここでひとつひとつの史料をあげることは省略するが、御史による百官監察の事例、御史就官者数の場合にあっても同様である。
- ここで、高謐伝における御史高謐の弾劾の事跡の史料としての信憑性について考えてみよう。高謐は北斉を建てた高歡の祖父にあたる。魏書は周知のように北斉の時代に作成された、北魏一代のことを記した正史である。魏書において高歡の家系に属する人々についての記載が極めて作爲的な改竄に満ちていることは有名である注⑭。とすれば高歡の祖父にあ

たる高謐の伝の作成にあたっては、改竄の行われたことが十分考えられる。北齊書卷一神武紀上に、

齊高祖神武皇帝、姓高、名歡。字賀六渾。渤海裔人也。

(中略) 湖生四子。第三子謐、仕魏位至侍御史。坐法徙居懷朔鎮。謐生皇考樹。

とある。浜口重國氏はこの史料について、

謐が徙鎮以前魏朝に仕えて侍御史に爲つたという伝の如きは、彼が高歡の祖父にして後世粉飾されることの最も多い人であつただけに、信用など微塵も置けた話ではなからう。

と述べておられる注⑤。つまり高謐が御史になつたということすら当にはならないのである。故に高謐伝の御史弾劾の記載は、謐の伝を美化するため魏收等の史官によって故意に加筆された可能性が極めて強いのである。もし加筆が事実であるとすると天興四年以後の約九十年間、法が厳酷に用いられた時期であつたにもかかわらず、御史弾劾の記載例が一つもないことになる。

ところで、弾劾の前提となる御史による百官の監察についてであるが、先にこの時期における御史監察の事例は安頡伝(卷三)に「宣城王奚斤、自長安追擊赫連昌、至于安定。頡為監軍侍御史。」とあるものと高謐伝の記事との二例だけであることを述べた。このうち安頡伝には監軍侍御史という官

がみえるが、このことから当時の御史の職分の一つとして「軍隊の監察」というものがあつたと考えられる。また先述したように周幾伝(卷三)には「太宗即位、為殿中侍御史、掌宿衛禁兵。」とある。この場合、監察ということが直接表面には出ていないけれども、これは恐らく御史による特定の軍隊監察を示すものであろう。ところで、高謐伝の御史に関する史料はその信憑性に問題があるわけであるが、これを除いてみた際、現存の史料による限り、御史による監察は軍隊(特に禁軍)に対する監察に限られ、尚書省を構成する官吏や州県官に代表されるような中央地方の行政に携わる官吏に対するものがないことになる。一方、かりに高謐伝の史料が事実を伝えたものであり、その弾劾権の行使が行政官吏に対する監察に裏付けられたものであるとした際、この時期において行政官吏の監察を示す事例が一つあることになる。しかしその一例という数も太和十七年以後の事例数と比べると極めて少ない。結局この時期の御史は、軍事面以外の百官監察においてほとんど活動していなかつたといえよう。

#### 四、高祖の官制改革と御史台

本節は高祖による官制改革時、御史台に加えられた改革の実態をとりあげる。

まず、御史令の改革があつたことについてであるが、敬宗

のとき、御史台が尚書省に応朝名帳を送付することを求めたが、尚書省が結局それを拒否したという事件があった。高涼王孤伝附子思伝(卷一)に、御史中尉元子思のそれに関する彈文と、その彈文に対する答詔をのせ、

子思奏曰、安御史令云、中尉督司百僚、治書侍御史糾察禁内。又云、中尉出行、車輻前驅、除道一里、王公百辟避路。(中略)去月朔旦、台移尚書索応朝名帳。而省稽留不送。尋復移催并主吏。忽為尚書郎中裴猷伯後注云、案旧事、御史中尉逢台郎於複道、中尉下車執板、郎中車上举手礼之。以此而言、明非敵礼。臣既見此、深為怪愕。旋省二三、未解所以。正謂都省別被新式、改易高祖旧命。即遣移問、事何所依。(中略)詔曰、国異政、不可據之古事。付司檢高祖旧格、推処得失以聞。尋從子思奏。とあるのがそれである。これから高祖のときの御史令が以後敬宗のときまで続いていたことが察せられる。さて、高祖紀(卷七) 太和十七年六月の条に、

乙巳、詔曰、六職備于周經、九列炳於漢晋。務必有恒、人守其職。比百秩雖陳、事典未叙。自八元樹位、躬加省覽。遠依往籍、近採時宜、作職員令二十一卷。事迫戎期、未善周悉。雖不足綱範万度、永垂不朽、且可釈滯目前、釐整時務。須待軍回、更論所闕。權可付外施行。其有当局所疑而令文不載者、隨事以聞。当更附之。

## 北魏の御史

とある。先にみた所を合わせ考えるとこの職員令にいまみている御史令が入っていた蓋然性が高い。もっとも太和十六年四月には新律令が公布されている。その具体的内容は不明であるが、あるいはそのときいまみている御史令が芽を出していたのかも知れない。いずれにしても高祖による官制改革時に新しい御史の官制が定められたといえよう。以下、論旨には影響しないので、論述の繁雑さを避け、高祖のときの御史令の制定時を太和十七年六月とする。この御史の新官制の制定と符を合せるかのように御史による弾劾の事例があらわれてくる。高道悦伝(卷六)に、

転治書侍御史、加諫議大夫。正色当官、不憚強禦。車駕南征、徵兵秦雍。大期秋季、閱集洛陽。道悦以使者治書御史薛聡、侍御主文中散元志等、稽違期会、奏莽其罪。又奏兼左僕射吏部尚書任城王澄、位総朝右、任属戎機、兵使会否、會不檢奏。尚書左丞公孫良、職維枢轄、蒙冒莫举。請以見事免良等所居官。

とあるのがそれである。即ち右は太和十七年六月から遷洛が決行される同年九月までの間に御史による弾劾の行われたことを伝えているものである。これ以後北魏末まで、前節でとりあげたように御史による弾劾事例が恒常的に存在するようになる。

また遷洛時を境として御史中尉就官者が恒常的に史料の上



除くと二十二名)。これは、元子思伝にいう「時経四帝、前後中尉二十許人」と正しく合致する。このことは魏書に高祖から敬宗までの御史中尉就官者のほぼ全員が記載されているのを意味する。さて高祖が遷洛したのは即位後二十年以上たつてのことであるが即位から遷洛までの約二十年間、御史中尉就官者の事例は一つも検索されない。御史中尉就官者の事例がないということは、高祖の父、顓祖の在位中にもいえる。遷洛以後、ほぼ御史中尉就官者全員の記載があることからみて、こうしたことは魏書の記載の欠落とは考えられない。この際、御史中尉が高祖による官制改革によって新設された官ではないかという推測が生ずる。しかし、尉古真伝附力斤伝(卷二)に、

力斤、亦以忠謹聞。歷位御史中尉、并州刺史。

とある。尉力斤は高宗のとき御史中尉に就官したと考えられる注⑦。それだけに右の推測は否定されるべきである。やはり第一節で述べたように、御史中尉は天興四年に設置され、その後北魏末まで続いて存在したものとすべきである。結局、遷洛より前とそれ以後とで御史中尉就官者数に大きな差のあるのは太和十七年より前とそれ以後とで御史の果した役割に大きな差があるためであるとされよう。

以上の論証から太和十七年に御史台の改革を行ったということを示す端的な史料はないけれども、この年を契機として

## 北魏の御史

御史台に何らかの改革が加えられたことがわかる。結論的にいうと、この改革は御史の強化とその外台化という二つの意図をもってなされたと考えられる。御史強化の方針が打出されていることはすでにみたような太和十七年以後の御史の活動の活発化、就官者の多出という現象等から充分察知できる。よってここでは御史の外台化という点をとりあげる。さて、高祖による官制改革以後の内朝はそれ以前とは対照的に中国の様相を呈してくる。そこではかつて内朝を構成した北族系諸官がなくなり、内朝の中心は侍中を筆頭とした門下官僚と、舍人に代表される中書官僚と、後宮に存在する宦官の三者となった。遷洛以後のこれら三者の役所、あるいは居所はすべて禁中において門下省は太極殿の東側の含章殿、中書舍人省は太極殿の西側の式乾殿ないしは徽音殿、後宮は太極殿後方の宣光殿に位置していたと考えられる注⑧。一方、御史台は、洛陽伽藍記卷一永寧寺の条に、

永寧寺、熙平元年(五一六)靈太后胡氏所立也。在宮(

禁中)前闔闔門南一里御道西。其寺東有太尉府、西對永康里、南界昭玄曹、北隣御史台。

とあることから、太尉府などとともに禁中の外に位置していることが分かる。また、北海王詳伝(卷二)には、

後為高肇所譖、云詳皓等謀為逆乱。于時詳在南第、世宗召中尉崔亮入禁、敕糾詳貪淫、及茹皓、劉胃、常季賢、

陳掃靜等專恣之狀。

とある。この史料から御史台の長官たる御史中尉はふだんは

禁中の外にいたものと考えられる。右と同じことは侍御史、

殿中侍御史、監察侍御史についてもいえる。通典<sup>卷二</sup>、職官

六、侍御史の項に、

後魏御史甚重。必以対策高第者補之。侍御史与殿中侍御

史、昼則外台受事・夜則番直内台。

とあり、同書同卷、監察侍御史の項に、

後魏太和末、亦置此官。宿直外台、不得入宿内省。

とあるのがそれを示す史料である。右の通典にみえる内台、

内省という語はこの場合、禁中あるいは禁中において御史が

番直する場所を指すと考えられる。外台とは禁中の外にある

御史台を指すのであろう。さて、先にとりあげた元子思伝（

卷一）には、「中尉督司百僚、治書侍御史糾察禁内。」、あ

るいは「皇太子以下違反憲制、皆得糾察。」とあり、御史が

皇太子以下の百官を糾察する権限をもっていることを示して

いる。このことは太和十七年以後の御史が当該時期の内朝を

構成した侍中等の官を弾劾し得る権をもっていたことを意味

している。また、そのような弾劾が現実に行われたこともあ

る（張彝伝<sup>卷六</sup>）。一方、太和十七年以後御史が内朝に属し

ていることを示す、あるいは窺わせる史料は一切ない。これ

らのことは、御史がその役所、構成員、あるいは職権の面で

最早内朝に属していないことを示している。つまり太和十七年以後御史は外台化したのである。

## 五、太和十七年の改革以後の御史

本節は太和十七年の改革以後、御史にどのような権限が付与されているのかということ、御史台と尚書省等の他の官庁との関係についてみることにする。

太和十七年の改革以後御史にどのような職権が新たに付与されていたのか、その全貌を知ることが北魏各時代の御史令が現存していないので不可能である。しかし部分的には分かる点もある。いま分かる限りの諸点をみてみよう。第一に、通典<sup>卷二</sup>監察侍御史の項に、

監察御史、初秦以御史監理諸郡。謂之監察史。漢罷其名。

至晋太元中（東晋）、始置檢校御史、以吳混之為之、掌

行馬外事。亦蘭台之職。宋齊以來無聞。後魏太和末亦置

此官。

とあり、太和末監察御史（檢校御史）が置かれたことが分かる。第二に、高祖による官品表の改訂に伴い、御史台を構成する諸官のうち筆頭官たる御史中尉と、次官としての治書侍御史との官品が実質的に格上げされていることが分かる。高祖は、太和十五年十一月、同十九年十二月、同二十三年の三度に亘って官品の改訂を行っている。いまかりに、この三つ

の官品令を順に前令、中令、後令と呼ぶ。官氏志には二つの官品表が載せられているが、その前者は前令、後者は後令であると考えられる（中令と後令はその内容において相似たものと推定される注⑬）。ここでこの二つの官品表によって御史台構成員の官品を示すと左のようになる。両官品を比較すると後令で官品が軒並下っていることが分かる。

官名	前令官品	後令官品
御史中尉	三品上	従三品
治書侍御史	五品上	六品上
侍御史	従五品中	八品上
殿中侍御史	従五品中	従八品上
検校御史	不置	九品上

うに後令が前令の七品官以下を切捨てたためにはかならない注⑭。このような視点によって御史台諸官の官品の変動を見ると、御史中尉と治書侍御史との官品が実質的に上昇していることが分かる（御史中尉は後令では従三品であるが、これは前令の従二品に相当する。また治書侍御史は後令では六品

が軒並下っていることが分かる。これは御史台諸官のみにあらわれた現象ではなく、他の多くの官についてもいえることであるが、その理由は宮崎市定氏が指摘されているよ

上であるがこれは前令の四品に相当する。」注⑯。

第三に、高祖の次の世宗の時代になると御史中尉が新たに任命された際、その部下の御史を自ら選用すべきが制度化したことが分かる。隋書<sup>卷二</sup>、百官下、御史台の条に、

後魏延昌中、王頌有寵於宣武（世宗）、為御史中尉、請革選御史。此後踵其事、每一中尉、則更置御史。自開皇後、始自吏部選用、仍依旧入直禁中。

とあるのはそのことを述べたものである。かくて御史中尉は御史選用のための試験を行うようになってくる注⑰。

また、世宗の時代には、御史中尉が尚書八座の議事に介したこともあった。甄琛伝<sup>卷六</sup>（八）にそのことを伝えて、

世宗踐祚、以琛為中散大夫兼御史中尉。輒通直散騎常侍、仍兼中尉。（中略）詔琛參八座議事。尋正中尉、常侍如故。

とある。降つて肅宗の時代になると御史が税物の漕運を監察するようになってくる。食貨志<sup>卷一</sup>（一〇）にそのことを伝えて、

歲遣御史、校其（漕運）虛實。脫有乖越、別更裁量。とある。これらは御史の任務が広範なものになっていることを窺わせる。

さてこのように御史の権限が次第に強化拡大されてゆけば、そこに他官庁との摩擦が生じてくることが考えられる。いまそれを太和十七年以後の高祖の時代の御史台と尚書省との間

に起つた一つの事件を通してみてみよう。李冲伝（卷五）に、李彪之入京也、孤微寡援、而自立不群。以冲好士、傾心宗附。冲亦重其器学、礼而納焉。每言之於高祖、公私相援益。及彪為中尉兼尚書、為高祖知待。便謂非復藉冲、而更相輕背、惟公坐斂袂而已、無復宗敬之意也。冲頗銜之。後高祖南征、冲与吏部尚書任城王澄並以彪 傲無礼、遂禁止之。奏其罪状、冲手自作、家人不知。辞甚激切、因以自劾。高祖覽其表、歎悵者久之。既而曰、道固（李彪の字）可謂溢也、僕射亦為滿矣。冲時震怒、数数責彪前後愆悖、瞋目大呼、投折几案。盡収御史、皆泥首面縛、詈辱肆口。冲素性溫柔、而一旦暴恚、遂發病荒悖、言語乱錯、猶扼腕叫詈、称彪小人。医藥所不能療、或謂肝藏傷裂。旬有余日而卒。

とある。当時、李冲は尚書左僕射、任城王澄は吏部尚書で右僕射を兼ねていた（尚書令は欠員）。この李冲自らが作成した弾文をみた高祖は、有司が李彪を大辟に処すことを求めたにもかかわらず、除名したのみであり、かえてこの事件の直後に再び彼を叙任しようとしている（李彪伝<sup>卷六</sup>参照）。いまこの事実を踏まえて、李冲と李彪との争いの根本的原因がどこにあったかについて考えてみよう。

李彪伝（卷六）は同じ事件を伝えて、

車駕南伐。彪兼度支尚書、与僕射李冲、任城王等参理留

台事。彪素性剛豪、与冲等意議乖異、遂形於声色、殊無降下之心。自謂身為法官、莫能糾劾己者、遂多專恣。冲積其前後罪過、乃於尚書省禁止彪。上表曰、（中略）臣（李冲）輒集尚書已下、令史已上、并治書侍御史鄭道元等於尚書都座、以彪所犯罪状告彪、訊其虚实。若或不知、須訊部下。彪答臣言、事見在目、実如所劾。皆彪所知、何須復召部下。

とある。さらに右に続けて、李冲の弾文を載せて、

及其初登憲台、始居司直、首復驕唱之儀、肇正直繩之体。当時識者僉以為難。而彪秉志信行、不避豪勢。其所彈劾、宓弦而倒。赫赫之威、振於下国、肅肅之称、著自京師。

（中略）臣与任城卑躬曲己、若順弟之奉暴兄。其所欲者、事雖非理、無不屈從。

とある。李冲や李彪の伝をみても、李彪が大辟に価するような大罪を犯した形跡はない。つまり、李冲と李彪との争いの根本的原因は、御史中尉李彪が法官としての權威を振りかざして、この時点における事実上の尚書省の筆頭官左僕射李冲のやり方に異を唱え、それに従わなかった所にあったとみるべきである。そこには、太和十七年の改革以後の御史台と國政の枢機を掌る尚書省との間の極めて緊張した關係をみてとることができる。

しかし、このように強化された御史台も、肅宗の頃になる



と他官庁からの攻勢をうけ、次第にその権限を縮小させられていった。即ち、常山王遵伝附暉伝(卷一)に、

肅宗初、徵拜尚書左僕射。詔撰吏部選事。上疏曰、臣聞治人之本、実委牧守之官。得其才則政平物理、失其人則訟興怨結。自非察訪善惡、明加貶賞、將何以黜彼貪怠、陟此清勤也。窃以大使巡省、必広迎送之費。御史馳糾、頗回威濫之刑。且暫爾往還、理不委悉。縱有簡舉、良未平当。愚謂宜令三司、八座、侍中、黄門、各布耳目、外訪州鎮牧將治人、守令能不。若徳教有方、清白独著、宜以名聞、即加褒陞。若治績無効、貪暴遠聞、亦便示牒、登加貶退。如此則不出庭戸、坐知四方、端委垂拱、明賞審罰矣。又表以御史之職、鷹鷂是任、必逞爪牙、有所噬搏。若選後生年少、血氣方剛者、恐其輕肆勁直、傷物処広。愚謂宜簡宿官經事、忠良平慎者為之。詔付外、依此施行。

とあつて、尚書や門下が地方官監察に任ずべきことが大きく打出されたこと、及び御史中尉の御史選用に、恐らくは尚書省が何らかの介入をするようになったことを示している。さて、前節で引用した元子思伝(卷一)に、

先是、兼尚書僕射元順奏、以尚書百揆之本、至於公事、不応送御史(疑送字下脱名字)。

とあるように、尚書省が御史台に、応朝名帳を送付しないと

いう事件が起きているが、これは右の様態がさらに進んだものといえる。これに対し、御史中尉元子思は、元順等が高祖の定めた御史令に違反していることを明らかにし、合わせて尚書省の諸官を弾劾したが結局失敗に帰した。これは当時、御史台の力が昔日のそれと比ぶべくもなくなっているのを物語っている。御史台の力がこのように弱くなったことは、肅宗の頃からの宗室、門下等による政治の壟断、幼君、女后の存在等に示される皇帝権力の弱体化が絡んでいる。こうした皇帝権力の弱体化は正光五年(五二四)以後の六鎮の大叛乱を呼び起こしている。この大乱を平定し、帝位を窺う爾朱榮を倒した敬宗は再び帝権の強化を企図するが弑逆にあい、以後北魏は崩壊の一途をたどつてゆく。

## 結 び

前節までの考察によつて、以下のようなことが分かった。皇始元年の台省設立に伴つて設立された北魏の御史台は内朝に属していなかった。蓋し、外朝の一官衙であったのである。それはこの時の御史台が魏晉等の御史台を外朝におくという制度をそのまま踏襲したものであることを示しているといえよう。このような形態は天興四年まで続いたが、その年の九月に至つて、御史は内朝に入れられた。この改革は二つの面からみるべきである。その一は、御史に軍隊(禁軍)の

監察権を与えたと考えられる面である。それは当時の北魏が軍事国家的支配体制をもっていただけに、大きい権限であったといえる。その二は、御史が百官糾察権をもたず、侯官、内侍長、中散等の一部内官に百官糾察権が与えられたと考えられる面である。当時の北魏王朝において拓跋氏の最も信任するのは北族系によって占められている内官であり、この内官のうち候官などの百官糾察権をもつものがいたことは注目すべきことである。(なお、先にのべたように当時の御史は、管見の史料による限り北族系の人物によって占められている。注③)右の二面は御史の権限という観点からみれば矛盾しているかのようである。しかし、より大きく北魏の漢地経営の強化策という観点からとりあげれば別に異とするには足りないであろう。このような形態が再び改められたのは太和十七年の改革においてである。高祖はその諸改革を通じて、かつての北族中心の支配から、中国的な支配への脱皮をしようとしたわけであるが、その際、拓跋鮮卑出身の天子を頂点とする北族全体の私の中核機構としての性格をもっていた内朝を改めて中国的なものとしている。ところで中国的な官僚機構にあっては、内朝は天子近侍の侍中、舍人などからなり、一般国政は外朝にあるべきである。かくて国政の中核にある尚書省などとともに、百官の糾察を任とする御史台が外朝に属するものとされ、以後その職権は拡大強化されてゆく。こ

うした御史台の整備と強化は自ら皇帝の支配権力の強化につながってゆくものである注②。

註

① この史料は「罷外蘭台御史、綏屬内省」と読むこともできようが、そう読んだ場合、この改革の結果内省に属したものが何なのか、「総て」という語が何を意味するのかと言った点が分らなくなる。

② 南斉書魏虜伝には魏書では見受けられない内容をもつ史料を数多く載せている。それらの史料には拠るべきものが多い。いまその一例を次にあげる。魏虜伝に北魏に存在した諸官名を載せて「又有俛勲地何比尚書、莫提比刺史、郁若比二千石。」とある。ここにみえる俛勲地何等の官名は魏書には出てこない。しかし北魏時代の墓誌銘はその存在を教えている(趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』、図版二六四、陸紹墓誌)。

③ 高祖による官制改革より前の内官には次のようなものがあったと考えられる。内行尚書(墓誌集釈二一九、王昌墓誌)、内行長(卷四 薛虎子伝)、内行令(卷四 荀頰伝)、内行羽真(墓誌集釈二〇七、奚智墓誌)、内行阿干(卷一 元可悉陵伝)、内行給事(墓誌集釈二八一の一、韓震墓誌陰)、内行内小(墓誌集釈二六八、丘哲墓誌)、内行長者

(七) 穆乙九伝)、内侍長(卷二 庚業延伝)、内侍左右(三卷 三谷渾伝)、内博士(卷四 李靈伝)、内給事(卷五 楊椿伝)、内秘書令(卷五 李冲伝)、内主書(卷三 張昭伝)、中散、内三郎(卷三 豆代田伝)、内将軍(卷一 元幹伝)、内大将軍(卷一 元纂伝)、内幢将(卷三 来大千伝)、内都幢将(卷三 豆代田伝)。

筆者が検索し得たこれら内朝諸官への就官者は、例えば内行長就官者のすべてが代人である(就官例は、荀洛跋<sup>四</sup>卷四、陳建<sup>三</sup>卷三、長孫頭<sup>二</sup>卷二、劉尼<sup>三</sup>卷三、薛虎子<sup>四</sup>卷四、羅伊利<sup>四</sup>卷四、山強<sup>八</sup>卷八、乙肆虎<sup>〇</sup>卷一、于天思<sup>三</sup>卷八の九名である)ように、ほとんどの場合北族系の人物である。しかし頭祖や高祖の時代になると漢人士大夫も多数就官するようになってきている。これら諸官は高祖による官制改革以後姿を消す。なお、この内朝と当時の中書省や門下省との関係について説明を加えるべきであるが、紙数の都合でそれを別の機会に譲る。

- ④ 崔暹伝、崔休伝の記載はともに、北史、高氏小史等によって校補したものではない。
- ⑤ 内侍長が北族の色彩の濃い官であることを述べた史料としては本文に引用したもののほかに陳奇伝(卷八)がある。
- ⑥ 鄭欽仁氏「北魏中散官考」(『国立台湾大学歴史学系学報』(一)一九七五)

⑦ 中散にはその職務内容の相違によって次のような名称が存在した。秘書中散、侍御中散、主文中散、奏事中散、西台中散、太卜中散、秘書奏事中散、秘書主文中散。

⑧ 遼西公意烈伝附庫汗伝(卷一)に「頭祖即位、復造高宗廟。拜殿中給事、進爵為公。庫汗明於断決。每奉使察行州鎮、折獄以情。所歷皆称之。」とあって、内朝系統の官と思われる殿中給事が監察を行っているが史料が少ないため詳考はなし難い。

⑨ 天興四年の改革以前のことを記していると考えられる史料は、薛提伝(卷三)に「皇始中、補大学生。拜侍御史。」とあるものと先述の崔暹伝の二例に限られるので、当時の御史の職分面での詳考はなし難い。

⑩ 武英殿本等は引用史料に「太宗即位」とあるものを「太祖即位」とするが文章の続き具合、あるいは北史<sup>卷二</sup>周幾伝が「明元即位(明元とは太宗の諡)」と記していることから太宗とある方が正しい。

⑪ 安頡が監軍侍御史に就官したことを伝えた史料は、ほかにも世祖紀(卷四)神麤元年の条等、若干みえる。

⑫ この南斉書魏虜伝に中丞とあるのは、中尉の誤りであろう。

⑬ 筆者が検索し得た御史就官者十名のうち、周幾、奚鳥侯、安頡、于簡、宿石、尉力斤、高謐の七名は北族である。残

り三名のうち鄧羨と崔景備は漢人、張求の出自は分からない

い。ところで高祖の時代に右にあげた二名の漢人（鄧羨、

崔景備）が御史に就官している点は注目すべきことである。

これは顛祖高祖の時期における内官への漢人士大夫の就官増大という現象と関係があると考えられる。（注③参照）

⑭ 趙翼『二十二史劄記』卷一 魏書多曲筆の条参照。

⑮ 浜口重国氏「高齊出自考」（『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、一九六六所収）七〇四頁参照。

⑯ 引用史料に「又兼御史中尉」とあるが、高道悦が遷洛以前に御史中尉に就官したことを物語る史料はほかに見当たらないので、その点疑問が生ずる。しかしそこに何らかの誤脱があるにしても彼が遷洛直後に御史中尉に就官したことは間違いないかろう。

⑰ 尉力斤の父、尉諾が卒したのは世祖の延和中である。いまかりに尉力斤が生まれた時期をこの延和中とすると、遷洛の頃に尉力斤は六十を若干こえた年令となる。しかしこの計算は最も若く見積った場合であって、遷洛の頃まで尉力斤が現実生存していた可能性は薄く、かりに生存していたとしてもそのとき御史中尉に就官していたかどうかは頗る疑問である。ところで尉力斤の兄尉眷は高宗のとき漁陽王となり、侍中、太尉として活躍している。以上のことから尉力斤は高宗の頃以後、高祖の遷洛時よりかなり前に

御史中尉に就官した可能性が大きいと考えられる。

⑱ 門下省の存在場所については清河王懌伝（卷二）と京兆

王黎伝附又伝（卷一）参照。中書舎人省の存在場所については高肇伝（卷八）参照。後宮の存在場所については清河

王懌伝と劉騰伝（卷九）参照。

⑲ 宮崎市定氏『九品官人法の研究』（東洋史研究叢刊之一、一九五六）三九六頁参照。

⑳ 宮崎氏前掲書三九七頁参照。

㉑ 前令の従二品、四品ともにそれがさらに上中下の三階に

わかれてはいるが、御史中尉、治書侍御史がそのどの階に相当するかまでは俄かに断定できない。

㉒ この点に関しては、既に高一涵氏（『中国御史制度的沿革』商務印書館、一九三三年、二十三頁）や宮崎氏前掲書

四五五頁）によって指摘されている。

㉓ 北魏の御史制度について黃浩潮氏「北魏御史制度」（中国学人第三期、香港新亞研究所、一九七一）という論文があるようであるが、筆者は未だ閲読の機を得ていない。